

環境委員会 平成 20 年 03 月 18 日

『「石綿（アスベスト）被害者救済法」が抱える問題点』

田島（一）委員 民主党の田島一成でございます。

きょうは、三十分という時間をいただきましたので、大臣所信に対して、とりわけアスベスト問題に的を絞ってお尋ねをさせていただきたいと思います。

昨年十二月のこの委員会でも、実は、厚生労働省に対しても質問をさせていただき、現在問題となっているアスベストを使っていた事業所名の公表について、どうなっているんだということを尋ねたところであります。できるだけ早く公開をするために、何とか来年の春までには公開をしたいというのが昨年のお話でありました。

外を見ても、もう既に春であります。一体いつ公開をされるのか。その準備についてはもう着々と進んでいるというふうには思うんですけども、公表するための検討状況、そしていつ公表対象事業所の公表をされていくのか、大臣の指示を受けてどのようにされているのか、まず冒頭聞かせてください。

石井政府参考人 お答えいたします。

昨年の十二月、田島先生から御質問をちょうだいいたしまして、私も、とにかく大臣の指示がございますので、来年、当時は来年でございました、春までに事業所名公表に向けて一生懸命頑張るというふうに答弁いたしました。

その後、時間も経過いたしているわけですが、とにかく膨大な数がございますが、間違っではいけないと丁寧に仕事をいたしておりますが、片方で、待ち望んでいらっしゃる方がおられるのも事実でございます。一刻も早くということで、とにかくこれは優先順位を非常に高くして取り組んでおります。

しかしながら、現時点で、今春までに公表ということはとにかく守りたいと思っておりますが、確定日付というふうな形で御答弁申し上げる段階にはまだ至っておりません。ただ、とにかく頑張ってお対応してまいりたい。今春でございます。頑張っておまいります。（田島（一）委員「今週ですか」と呼ぶ）春でございます。今春でございます。

田島（一）委員 問題は、春とはいつまでを指すのかですよ。私がこの後用意をしている質問というのは、やはりその事業所名が公表されるかどうかによって大きく進展が変わってくるわけなんですね。精査しなければならない、膨大な量だ、それもよくわかります。しかし、恐らく、皆さんはもう既にそのあたり掌握されているわけですし、墨塗りしたものをもう出していらっしゃるわけなんですよ。事実としてあるわけなんですから、それを一刻も早く出す、その姿勢をやはり徹底して守っていただきたい。

今春ではなくて今週と聞いて、私はちょっとどきっとしたんですね。日本語は大変難しいんですが、速記の方はややこしかったんじゃないかと思えますけれども、多分、今春で

はなく今週だというふうに受けとめたと私は思っているんですね。

今週というのが無理だとするならば、この春というのがいつごろまでなのか、いつなのか、それはやはりはっきりとゴールを決めてくださいよ。

石井政府参考人 お答えいたします。

この春ということでの大臣の指示でございますので、とにかくこれは守りたいと思っております。

春といいましても実は幅があるわけでございますが、とにかく春の間に、頑張りたいと思っております。とにかく春の中でも早いうちということのをねらって頑張っているところでございます。

田島（一）委員 まだつぼみだと言われている春ですが、四月に入ると暦の上ではもう夏に入るわけですよ。解釈の違いなので、そんな議論をする場ではないと思いますけれども、ぜひそこは早急にやっていただきたい、改めて強くお願いをしておきたいと思えます。

さて、なぜ事業所名を公表していただきたいか。この裏づけとなる事件が、きのうの朝刊で多くの皆さんもごらんになられたかと思いますが、国の不認定の方に対して企業が初めて救済金を支給したというニュースがきのうの朝刊に出ておりました。中皮腫でお亡くなりになられたけれども、生存中に申請しなかったとして国の救済法に基づく認定を国から拒否されたにもかかわらず、その被害者に対してクボタが救済金を支払ったということがわかったという知らせであります。

クボタは、それこそあのクボタ・ショックで御承知のとおり、多くの石綿を取り扱っていた企業であり、そこが原因で、あのクボタ・ショック、今回のアスベストの救済に対する世論が大きく巻き起こったところであります。

この被害を受けた女性は、クボタから一・五キロほど離れたところにお住まいであり、六十七歳の専業主婦であります。アスベストの工場に勤務したこともない。しかし、この方が、平成十八年の四月二十三日に胸の痛みを訴えて入院され、それから十九日目にお亡くなりになられたという、大変短い状況の中であります。入院された当時は、がん性胸膜炎という診断を受けておられ、アスベストとの因果関係は全くないというような判断であったようでありますが、お亡くなりになられて八月に解剖されたところ、肺から労災認定基準の二倍を超える約一万三千本の石綿が見つかり、結果、中皮腫であったということが判明しました。その後、御遺族が十月に国に救済の申請をされたのですが、生存中の申請ではないということで申請は却下をされ、昨年二月に不認定通知を受け取られたということでありました。

国は、すき間のない救済をするということからこの石綿救済新法をつくって施行されてきたところでありますが、こうした入院してわずか十九日間という短い間で、アスベストと関係のないがん性胸膜炎というような診断で、解剖しないとわからなかったという事実があったわけであり、恐らく、この女性自体が専業主婦でありアスベストとの因果関係が

ないというようなことから診断をされたのかと思いますが、こういった方々が随分この世の中にいらっしゃるのではないかと私は考えます。

ある新聞では家庭内暴露という表現で見出しを出していらっしゃいますが、この家庭内暴露については、二年前の新法の審議をしている際にも私たちが随分指摘をしてきたところでもあります。報道によりますと、この亡くなられた専業主婦であった女性も、御主人がアスベストの関係の仕事をしていました。そして、その仕事に着ていらっしゃった作業着を家庭の洗濯機で洗濯され、恐らくその洗濯で御主人の作業着についていた石綿を吸い込まれて暴露されたのではないかと、そういうふうにかかれております。

こういったケースは、どこの事業所がアスベストを使っていたのか、そして、アスベストと仕事としてかわりを持っていただけの人だけではなく、専業主婦ですらこのように労災認定基準以上の石綿で暴露をし、お亡くなりになっているという事実、これは、まだまだ国内では知られていないという事実を物語る新聞記事ではなかったかというふうに私は思います。

多くの被害者、また、アスベストによる中皮腫かもしれないと疑いをもちながら、お医者さんが誤った診断をされたら何ともしがたい、そんな苦しむ方々がまだ今なおいらっしゃる、この現実を私は一刻も早く埋めていただきたい。だからこそ、企業名の公表を一刻も急いでいただきたいというふうに訴えてきたところでもあります。

このアスベスト新法ができて、はや二年がたとうとしています。当時は、すき間のない救済をとおっしゃっていたにもかかわらず、この二年の中で、さまざまな問題点、すき間がオープンになってまいりました。

まず冒頭大臣に、この石綿による健康被害の救済に関する法律、当時、小池大臣でございましたけれども、提案説明の中にも、すき間のない健康被害者の救済、被害の未然防止のための新たな法的措置だというふうにおっしゃっていらっしゃいました。この法律に対する大臣の御認識をまずお聞かせいただきたいと思います。

鴨下国務大臣 石綿健康被害救済法は、石綿による健康被害者であって労災補償等による救済の対象とならないものを対象とし、迅速かつ安定した救済制度を実現するため、今先生おっしゃっていたいわゆる平成十七年六月のクボタ・ショック後、八カ月という極めて短期間に、平成十八年二月に成立して三月より施行されているということでございます。施行後約二年間の中で、関係者の御協力のもと、おおむね円滑に制度が運営されていると考えております。これまで三千人余りの方が認定、救済されてきております。

ただ、今先生おっしゃったように、例えば、知らないところでいつの間にか暴露している、あるいは間接的に暴露したというようなことについては、なかなか今まで因果関係についてわからなかったというようなこともございます。

本法については、法において、施行後五年以内に見直すということのほか、附帯決議においても、施行後五年を待たずとも見直しを行うべきとの御指摘を受けているわけでもあります。

今先生が具体的なケースとしてお話しになったこういうような方、特に、お亡くなりになった後に中皮腫とわかるというようなこともあるわけであります。私も医者になった当初は呼吸器の医者をやっておりましたので、特にがん性の胸膜炎の方は実際にどこにオリジンがあるかということがわかりにくい部分もありまして、残念ながらその後に病理解剖等で判明するというようなケースもあるわけありますので、法施行後の未申請死亡について課題になっている、こういうようなことについては十分に承知しております。

被害を受けた方々の御意見をしっかりと受けとめまして、本法の見直しをできるだけ適切に行ってまいりたいと考えております。

田島（一）委員 適切という言葉、先ほどの春の解釈もそうですけれども、前向きととらえていいのか、非常に微妙な表現なんですね。やはり現実問題、こうした家庭内暴露も含めた因果関係がわからない、ましてや入院して十九日目にお亡くなりになられたりすると、いわゆる生存中に究明をしていく時間的な余裕というのは本当はないという現実を、今回こうして新聞記事を通して突きつけられたというふうに思うわけあります。

民間のクボタは、自社から一・五キロ以内の範囲に住んでいらっしゃる、中皮腫ということがわかった、だから企業として救済金を出そうというふうな決定をされた。これは前向きな取り組みということで、私はクボタのこの決定を評価したいと思っておりますが、残念なことに国の救済申請は却下をされたという、こういうすき間がやはり現実にあるわけあります。

速やかな見直しという点について、大臣が早々に、五年を待たずとも見直しをしていきたいという前向きな姿勢をお示しいただいたわけですけれども、いつやるのか、現にこの後もう少し具体的な事例を申し上げたいと思うんですけれども、もう少しわかりやすい表現で、この見直しに対する姿勢、覚悟を決意としてお示しいただけないでしょうか。

鴨下国務大臣 適切にということとは、これは、今先生からの御発言もありますので、こういうようなことを十分に我々は受けとめまして、すき間で現実に困っていらっしゃる、あるいは亡くなられた後に大変御遺族の方も悲しんでいらっしゃる、こういうようなケースもあるということは十分に承知しておりますので、ある意味でそういうような方々のお気持ちをきちんと受けとめられるような形で適切に、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、これは冷静な議論もしなければいけませんけれども、しっかりと速やかに検討に入りたいというふうに思います。

田島（一）委員 もう二年たった現段階、現実の問題をしっかりと受けとめて見直しをするというふうに受けとめてよしいですね。

鴨下国務大臣 適切にいたします。

田島（一）委員 これ以上表現の仕方でも云々してもせんないことでもありますから、適切にやるとおっしゃった中身について、これから幾つか挙げさせていただきたいと思います。

すき間と思われる点が幾つかあるわけではありますが、今回私たちが一番大きく問題だなと思っているのが、特別遺族給付金と特別葬祭料の支給の部分がまず一点目であります。

救済法の施行日は二〇〇六年の三月二十七日であります。この施行日より前に亡くなられた方の遺族に対しては、二百八十万円の特別遺族給付金と二十万円弱の特別葬祭料が支給されることになっているわけですが、これは施行日から三年というふうになっております。施行日から三年といいますが、もう来年の三月二十六日で打ち切られるわけでもあります。

これは、わずか三年で打ち切るといのが果たして本当に適切なのかどうか、権利義務関係の確定という問題も当然あるわけではありますが、この点について、私は、三年という時限的なものではない、しっかりとした支給の期間というものを確保すべきではないかと考えるんですけども、環境省としてはどのように考えているのか、お聞かせください。

石塚政府参考人 特別遺族弔慰金等の支給期限のお尋ねでございますが、本制度というものは、今現にお苦しみになっておられる被害者の方に安んじて医療を受けていただくということを目的としている制度でございます。

そうした中で、特に制度発足前に死亡した方につきましては、石綿が我が国の経済全体に大きな便益をもたらしてきた中で、一部の被害者の方々のみが犠牲を払い、石綿による被害と認識せずに、何らの救済も受けられないまま石綿による重篤な疾病により死亡したという特殊な状況にあるわけでございます。特別遺族弔慰金というものは、国が特別に弔意を表明するという趣旨でその御遺族に対して支給されるという性格のものでございます。

権利の安定を重視するという観点からは、確定した事実に基づき発生する権利に関する請求期限について、他制度も見ますと、大体二年というのが制度として多く設けられているところでございます。これに対しまして、本制度における特別遺族弔慰金等につきましては、制度の周知を図るため、特に申請期限を三年と設定しているわけございまして、現在、周知の徹底を図っているところでございます。

今後も、周知活動というものに十分努力を払いまして、申請漏れがないように最大限努めてまいりたいと考えているところでございます。

田島（一）委員 もう一点挙げたいと思っている点を申し上げます。

まず、医療費と療養手当のいわゆる救済給付の合計金額、これが二百八十万円に満たないでお亡くなりになられた場合、差額を遺族に支給するという救済給付調整金というのがあります。しかし、これも施行から二年で打ち切られるというふうになっており、施行から二年といいますが、もう今月の三月二十六日で切れてしまうわけでもあります。

これについてもやはり問題であると思っており、この期限をもう少し延長するとい

ったような見直しもやっていただくべきではないかというふうに思いますが、その点についての御見解をまず聞かせてください。

石塚政府参考人 救済給付調整金についてのお尋ねでございます。

先ほども御答弁いたしましたように、この制度というものは、今現にお苦しみになっておられる被害者の方に安んじて医療を受けていただくということを目的としておりまして、御遺族という立場に着目した給付というものは定められていないという状況でございます。

こうした中で、救済給付調整金につきましては、制度施行前に死亡した方の遺族に対して一時金として特別遺族弔慰金が給付されるのに対し、制度施行直後に死亡された方には、制度施行後生存したわずかな間の医療費と療養手当しか給付されないという状況が生じますために設けられました、言うならば他に類を見ない救済制度であるというふうに認識しております。

以上のように、救済給付調整金というのは、いわば特例措置の中でもさらに特例というべき制度でございますので、御指摘のような措置というものが、安んじて医療を受けていただくという本法の目的に照らしまして適切と言えるかどうかは、慎重に考慮していくべきものと考えるところでございます。

田島（一）委員 何度も何度も、今現にお苦しみになっていらっしゃる被害者というふうに前置きをされるわけですけれども、今回のこの救済法の中に、今現に苦しんでいる人というような規定はどこにあるんですか。これまで苦しんだ方というのに対しても規定はあるんですか。どうしてそこで今苦しんでいるかどうかという線を引くんですか。その根拠はどこにあるのか、お示してください。

石塚政府参考人 この制度は、いわば公健法のように民事責任に立脚するというものではございませんで、言うならば、今現にお苦しみの方を救済するという趣旨で福祉的な観点から設けられた制度、そのために、公健法とは別の法体系で構成したものであるということでございます。その趣旨というものが、過去の民事責任に立脚する救済というものとは別に、今現にお苦しみの方を救済するという、そもそも考え方がそこで違っているということから、別法によってこれが制度化されたというふうに認識しております。

田島（一）委員 民事上の賠償責任に基づくいわゆる補償制度ではない、それが多分皆さんの根拠であろうというふうに思いますが、しかし、この法案が当時提出されたときには、すき間のない救済をする、そう大臣はおっしゃいました。

民事上の賠償責任に基づくかどうかという問題よりも、現に起こっているすき間をどう埋めていくかということに立たない限り、あなた方がおっしゃるように、今現に苦しんでいる人のために、もうこれまでに苦しみ、亡くなられた方は知りませんと切り捨てて、すき間を認めているようなものだと思われませんか。私、その点を含めて今回大臣は、速

やかに見直しに着手したいというふうにお答えをいただいたんだと受けとめているんです。

家庭内暴露された方のお話を、先ほど新聞記事を引用させていただきました。こういった方々のように、自分はアスベストとは関係ないだろうと思われている方もいらっしゃる。ましてや、病院で診察してもらったら因果関係がなかなか認めただけでない、お亡くなりになられて解剖をしてようやくわかったというような、そんなケースがいっぱいあるわけですよ。

だから、その他の、公健法となかなかなじまないとおっしゃいますが、やはり三十年も四十年もずっと潜伏をしてようやく出てくるというような特異性のある疾病ですから、ここは、しゃくし定規に今苦しんでいる人たちの救済だけというのではなく、当初法案を提出されたとおり、すき間のない救済を目指すという観点にもう一度立ち返って、今回のこの法律の見直しを五年を待たずやるべきなのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

石塚政府参考人 制度見直しにつきましては、冒頭大臣が御答弁申し上げましたように、五年を待たずに、必要なものにつきましては適切に検討を加えるというお答えを申し上げたところでございます。

課題というものはさまざまございます。技術的に対応ができるものと、非常に時間をかけなければ難しいものとあるかというふうに存ずる次第でございます。私どもも、大臣の指示を受けまして、必要な部分につきましては、また検討することが可能な部分につきましては、十分に対応していきたいと考えております。

田島（一）委員 もう一点、もし今回適切な見直しをされるのであれば検討していただかなければならない問題点を指摘したいと思います。

被害者本人が生存中に認定申請の手続がとれなかった場合、一切の救済を受ける権利が失われているというふうに考えます。もう一点、被害者本人が手続をとるまでの間、救済給付ですね、医療費の自己負担額と療養手当の月十万円強を受ける権利も失われているわけでありましてけれども、認定されないとなかなかもらえない、申請の手続がとれなかったらだめだ。これをもう一度さかのぼってきちんと面倒を見る、この点もやはり必要なのではないか。

前回の質問からも申し上げていたとおり、すぐにこれがアスベストが原因だとわからない病気だからこそ、余計にこうした配慮が必要なのではないかというふうに思うわけですが、この点については見直しをしていただけるかどうか、御意見をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

石塚政府参考人 未申請死亡という方でございますね。

これも大臣の方からも御答弁ございましたように、未申請死亡という方々につきまして、これから適切に検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

田島（一）委員 ちょうど二年たとうという今ですから、私は、五年を待たずとも見直しを適切に行いたいと大臣が御発言をいただいたことに対し、敬意を表したいと思います。

実は我々民主党も、今回のこのアスベスト救済法のすき間の部分を抽出して改正法案の提出の準備をさせていただいているところでもあります。我々の問題点とするところもぜひ環境省として受けとめていただいて、今現に苦しんでいらっしゃる患者の皆さんの意見もしっかりと聞かせていただいて検討すると御答弁をいただきましたので、その点についてぜひ決意と、また、今回、不認定だった方に対して民間で救済金を支給すると決定したクボタのこの姿勢も含めてどのように大臣がお感じになっていらっしゃるのか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

鴨下国務大臣 私も、クボタ・ショックのことはよく覚えております。また、加えて、与党の中でのプロジェクトチームのメンバーの一人でもあったわけでありまして、今回のこの救済法についての具体的な立案に参画した立場もありましたので、先生御指摘のことについては、これは、法施行後、さまざまな問題点の一つとして、課題として残っている、こういう認識をしております。

ですから、先ほど申し上げましたように、適切にというのは、できるだけ早く適切にということですので、具体的には、検討に入らせていただきたいというふうに思いますし、いわゆるすき間のない救済ということにかなうようなしっかりとした取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

田島（一）委員 時間が参りました。終わります。

ありがとうございました。